

○新谷由紀子, 菊本 虔 (筑波大)

はじめに

大学等に対する評価のあり方に関して、第3期科学技術基本計画（2006年度～2010年度）においては「関係府省、研究機関において評価の取組が着実に根付き、意識が向上する等、その他の研究開発システムの改革も進展した」と記述されている。しかし、大学等に対する評価の実態は、ここで指摘されているほど進展しているとは思えない。むしろ、政府の各府省で有識者を集めて評価委員会を組織して実施されている評価は、客観的評価からは程遠く、評価委員の恣意によって行われている場合が多く、大学等の現場に、むしろ混乱と不信感を引き起こしている例がある。本稿は、その事例として、文部科学省が実施している「知的財産本部整備事業（2003年度～2007年度）において2005年度に行われた「中間評価」を取り上げ、その正当性を検証し、評価手法の改革に資することを目的とする。

1. 大学知的財産本部整備事業の概要

「大学知的財産本部整備事業」は2003年度から開始された文部科学省の公募事業である。本事業の目的は、特許等知的財産の機関管理への移行を踏まえ、大学等における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施するため、全学的な知的財産の管理・活用を図る「大学知的財産本部」を整備し、知的財産の活用による社会貢献を目指す大学づくりを推進することである¹。この事業には、国公立大学、大学共同利用機関及び国公立高等専門学校83機関が申請し、34機関が採択された。なお、採択に漏れたもののうち、9機関が「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」として支援を受けることとなった。事業経費としては毎年5千万円～1億円程度を交付し、原則5年間継続予定であり、2年経過後に中間評価が実施される。こうした中、全体では、2003年度に24億円、2004年度に26億円の予算が組まれた。

2. 大学知的財産本部整備事業の中間評価

2.1 中間評価の要領

前述のように、大学知的財産本部整備事業では2年後の2005年に中間評価を実施し、同年7月に評価結果を発表した²。評価の目的は、①事業計画の達成度、②他大学への普及効果等について中間評価を行い、事業の成果・効果を分析し、事業の再評価並びに大学等における新たな知的財産体制の整備の在り方について検討する、というものである。

評価方法は、各機関が「中間評価報告書」³を提出し、当該書面審査に加え、ヒアリングを実施した。評価要領として、次の4つの事項を中心に実施したとされている⁴。

- ①当初事業計画を踏まえた現在の状況に関すること
- ②大学知的財産本部を整備したことによる、効果・成果
- ③大学知的財産本部の整備ノウハウの蓄積（成功・失敗事例）
- ④体制の将来像に関すること

これらのアウトプットとしては、各機関についてA,B,Cという3段階の相対評価を行うとともに、131～335字のコメントが付された。3段階評価では、34の実施機関中、14の機関がA評価を受け、B,C評価は各10機関であった。なお、「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」を実施している9機関は、B評価7機関、C評価2機関という結果となった。

2.2 中間評価の問題点と仮説

今回の中間評価を検討する場合、A～Cの3段階評価の根拠を、基本的にこの200字前後のコメントから判断することになる。実際、各対象機関にもこの3段階評価とコメントのみが送られている。しかし、全般に、このコメントにおける評価基準は統一性がなく、疑問点が多い。例えば、「ポリシーの策定や学内への周知も進んでおり」と評価されている大学で、利益相反ポリシー未整備があったり、「共同研究の数も増加が見られる。」というコメントのあった大学も、2003年から2004年にかけての共同研究件数の伸び率が16位である等、全体を一見して、評価基準に統一性がなく、客観性に欠け、機関ごとに評価基準が異なるように見受けられる。コメント自体は不統一な付帯意見のようであり、客観的で適正な評価結果というには程遠いものといえ

る。文部科学省では、「今回の評価は、本事業による効果について評価したものであり、各大学における知的財産活動・産学連携活動そのものについて評価したのではない。」としているが、本事業による効果がきちんと評価されているかは不明なコメントが他にも数多く出ていることから、事業の評価として疑問が残る。

今回の中間評価では、以上のような疑問点が多く見出されたことから、当該中間評価は、客観的な実績ではなく、大学の知名度や規模、評価対象機関と評価者の親密度等に引きずられた評価を実施している可能性があるとの仮説を立て、検証を行うこととした。現に、14名の評価委員のうち、評価対象大学に所属している評価委員が5名おり、これら評価委員が所属している、東京大学、京都大学、山口大学、早稲田大学の4大学は全てA評価を受け、B評価となった大阪大学もさらにレベルアップした「スーパー産学官連携本部」(6機関選定)に採択されている。仮に評価委員が自らの大学を評価しなかったとしても、疑念をもたれるような委員構成は避けるべきであろう。

このように、本件は、評価委員の選定という基本事項から問題をはらんでいるが、まずは、評価委員が何に主眼を置いて評価しているのかということをはっきりとすることとした。

2.3 中間評価の分析

評価委員の評価の視点を明らかにするために、まず、中間評価報告書に記載を求められた事項と、報告書には記載されていないが大学等の特徴を示す客観的データについて、3段階評価との相関関係を明らかにすることとした。次に、評価コメントの要素を抽出し、評価者がどのような点に注目しているかということ进行分析することとした。以下、この2方向の分析から、評価者の視点を明らかにする。

2.3.1 評価と評価項目との相関関係

3段階評価の視点を明らかにするために、まず、A評価、B評価、C評価に各30点、20点、10点を付し、共同研究等件数や金額、大学の教員数や学生数など115項目について、評価との相関係数を調査した。このうち78項目は大学知的財産本部整備事業にかかわる報告書から転記または算出したものであり、37項目は、評価に関与しているのではないかと想定される項目であって、数値化されているものを本事業とは無関係な書籍等から抽出した。これら115項目についてそれぞれ相関係数を算出してみると、各項目とも強い相関関係があったわけではないが、 $0.4 \leq |r|$ を示した項目は17あった。内容を検討すると、次の2点の傾向がみられた。

① 毎年の受託研究件数が多く、共同研究の金額が高いものほど高い評価を与えられる傾向にある。

② 博士号の授与件数が多く理系の修士数が多いほど高い評価を与えられる傾向にある。

2.3.2 評価コメントに多く出現する項目

中間評価のコメントの概要について、言及してある項目別に件数をまとめたところ、236のコメントが抽出され、45項目に分類された。

コメントの特徴をまとめると、次のようなことが言える。

① 「大学カラー・地域性・地域連携」といった、大学等の地域性や独自性を最も重視した評価を行い、次いで「体制の機能・形態」、「知財実施件数」の順に注目をしている。

② A評価グループは、「大学知的財産本部体制の普及」に期待がかけられていることが特徴的であり、B評価グループは、「知財・産学連携ルール整備」が評価されたことが特徴的であり、C評価グループは、「機関内組織との連携状況」に多くコメントが出されるとともに、「共同研究件数」や「将来計画」が評価されなかったり、今後の目標とされていることが特徴的であった。

③ 全体として、評価された項目は「体制の機能・形態」や「大学カラー・地域性・地域連携」といった、体制・活動の全般的なものが多かった。また、改善すべき項目としては、「知財実施件数」がトップとなり、今後の期待・努力目標としては、「大学カラー・地域性・地域連携」や「知財実施件数」の2つが多く、評価点と改善点に多くみられた項目が、同時に、将来的な期待や努力目標となっている。

2.3.3 評価者の視点

以上、評価と「評価項目との相関関係」と「評価コメントに多く出現する項目」を総合すると、評価された機関は、2003～2004年度を通じて受託研究件数と共同研究の金額が高い機関であり、評価に当たっては「大学カラー・地域性・地域連携」や「体制の機能・形態」といったものが重視されていたといえることができる。このような評価には、例えば、受託研究等の件数や金額それ自体は機関の規模や整備事業の配分額の格差によりもともと比較対象としては不適切であり、むしろ「目標の達成度」や「実績の伸び率」といった項目が評価されるべきであるということがある。つまり、評価要領で特に重視された「目標の達成度」と評価とはほとんど相関がないという事実がみられた。

一方、2004年度の「知財実施件数」も「H17の目標値に対するH16知財実施達成率」も負の相関を示していたにもかかわらず、コメントでは3番目に言及される回数が多かったということも矛盾している。

さらに、上記のような目標の達成度等の客観的な指標よりも、大学カラー・地域性・地域連携」や「体制の機能・形態」といった漠然とした項目に対してコメントが記載されがちであり、評価基準が不安定なところに置かれている。

このような評価をみてくると、まず、客観的な数値基準に則った評価の上に、数値化されにくい体制の評価を加算した評価基準というものが求められるといえる。

3. 産学連携活動の評価方法に関する考察

3.1 大学知的財産本部整備事業の再評価

本整備事業の評価基準としては、産学連携活動実績（目標達成度や伸び率）という、評価対象機関の規模が異なっても比較可能な客観的な数値を中心に、当初目的としていた知財活用の体制の整備状況の評価する、ということが基本となるべきであろう。数的な実績が上がっているということは、とりもなおさず、体制が整備され、スムーズな活動が展開されていることの証拠でもあるからである。以上のようなことから、34機関について次のようなことを基準に再評価を試みた。

①先入観や主観にとらわれないよう、客観的な数値の実績を基本に評価する。

②各機関の規模によって実績は異なるため、本事業が軌道に乗りはじめたと考えられる2004年度の実績の伸び率、目標達成率の2つを基本に評価する。

③②の各項目について偏差値を算出し、評価項目全体の平均偏差値を評価の対象とする。

この評価は、基本的に数値化可能な基準を前述の相関係数を計算した115項目の中から種々検討の上選別した結果、9項目を評価の基礎とすることとした（表1）。これらは、「目標達成率」と「伸び率」の2方向の評価である。

これら9項目について、各機関別に偏差値を計算し、それらの平均値を算出、上位から順に並べ、相対的に分類したものが表2である。このうち、評価対象機関と評価委員の所属機関が同一であるものは、5機関あったが、この5機関の評価と再評価が同一であったものは京都大学のA評価と大阪大学のB評価のみであって、評価委員がA評価とした早稲田大学と東京大学は再評価ではB評価、山口大学はC評価となり、異なる結果となった。

ただし、本評価の問題点としては、次のことが挙げられる。

①各機関に配分された本整備事業の金額が公表されていないため、一律評価になっているが、本来であれば、配分額の比率を反映させるなどの配慮が必要であるということである。

表1 再評価用分析項目

No.	調査項目	出典*	標本数
1	H17の目標値に対するH16知財実施達成率(%)	1,2	33
2	H17の目標値に対するH16発明実績達成率(%)	1,2	34
3	H17の目標値に対するH16共同研究件数達成率(%)	1,2	32
4	H17の目標値に対するH16大学発ベンチャー創出件数達成率(%)	1,2	34
5	発明実績層出件数伸び率(H15~16)	2	34
6	共同研究件数伸び率(H15~16)	2	33
7	共同研究金額(千円)伸び率(H15~16)	2	31
8	共同研究1件平均(千円)伸び率(H15~16)	2	31
9	大学発ベンチャー創出実績層出件数伸び率(H15~16)	2	33

* 出典:

- 1 文部科学省研究振興局『平成15年度大学知的財産本部整備事業採択機関の事業概要』(2003.6)
- 2 文部科学省研究振興局『大学知的財産本部整備事業第2回報告書(中間評価報告書)』(2005.12)

表2 再評価結果

順位	機関名	偏差値平均	再評価	評価	順位	機関名	偏差値平均	再評価	評価
1	東京理科大学、山口東京理科大学、諏訪東京理科大学	58	A	B	17	東京海洋大学	49	B	B
1	立命館大学	58		A	17	早稲田大学	49		A
3	東京工業大学	57		A	17	岩手大学	49		B
3	九州大学	57		A	17	奈良先端科学技術大学院大学	49		A
5	筑波大学	56		C	17	東京大学	49		A
6	神戸大学	55		B	17	東京農工大学	49		A
7	東京医科歯科大学	54		B	23	横浜国立大学	48		C
7	情報・システム研究機構、人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構	54		C	23	慶應義塾大学	48		A
9	静岡大学	52		C	25	北陸先端科学技術大学院大学	47		C
9	京都大学	52		A	25	名古屋大学	47		A
11	広島大学	51	B	C	27	山梨大学	46	C	B
11	大阪府立大学	51		B	28	熊本大学	45		B
11	大阪大学	51		B	28	徳島大学	45		B
11	北海道大学	51		A	28	東海大学、北海道東海大学、九州東海大学	45		C
15	電気通信大学	50		A	31	山口大学	44		A
15	東北大学	50		A	31	群馬大学、埼玉大学	44		C
					33	日本大学	43		C
					34	明治大学	42		C

②評価対象となった9項目とも、全ての機関の数値が判明しているわけではない。例えば「伸び率」は、前年度実績が「0」の場合は計算不可となり、欠損値となってしまふ。このため、公正さに欠けるところがある。また、中間報告書で本来記載されるべき数値に、未記入のものがいくつかあったため、偏差値を算出できないものもあった。こうしたことは、報告を受けた側がきちんとした記載を請求する必要がある。なお、知的財産に関する取組が活発になれば、「0」という実績値も少なくなり、様々な項目の伸び率の計算が可能になってくるとは思うが、「0」値を取っている機関はそれ自体不活発ということであり、その状況に対して評価に何らかの考慮をする必要もあろう。

③今回は2005年度の目標値に対して2004年度にどの程度達成されているかということに基づいて取った。これは、2004年度の目標値が公表されていないためである。ただし、この目標値の設定には若干の問題がある。目標値を低めに設定したものが高い偏差値を得るという結果になるからである。例えば、2005年度の知財の実施件数目標が6件で、2004年度には676件の実施実績があり、目標達成率11,267%、偏差値106という極端な値をはじき出している機関がある。したがって、極端に低い目標設定は改めることを勧告するか、非採択にするという判断が必要である。なお、目標設定については、力を入れる活動とそうでもない活動が機関によって異なる場合もあろう。その点について、各目標値のバランスを取るとことはあってもよいが、結果としては、全体の平均の偏差値を算出するため、これは採択時の留意点である。

3.2 数値化されない部分の評価

さて、上記のように客観的に評価可能である部分は公正で重要である。例えば、「体制の機能・形態」や「人材に関すること」等は数値化できないという主張があったとしても、数的に結果を出しているということは、そうした体制や人材配置がうまく機能しているということの証拠でもあるからである。ただ、それ以外の数値化不可能な部分が残るということはあり得よう。それは、主に、ヒアリング等の場で明らかにされるものである。しかし、こうしたものについても、例えば評価用シートを作成し、それぞれの項目に関して5段階評価程度にチェックし、その上で審議、公表するなど、やはり客観的な基準となるものをあらかじめ作成しておくことが重要である。そうでなければ、今回の中間評価のように、基準の定まらないコメントだけが一人歩きするような形になってしまうからである。そして、数値化される客観的評価は例えば、7割程度採用し、残りの3割をヒアリング等で評価し、これら両方で総合評価を実施するというような評価方法を今後は検討していくべきであろう。

4. おわりに

本論では、大学の知名度や規模、評価対象機関と評価者の親密度等に引きずられた評価を実施している可能性があるとの仮説を立てて検証を行った。この結果、知名度・規模に関して、評価との明確な相関は現れなかったが、客観的な基準に則った評価とはかなり異なる評価であることが判明した。また、評価者との親密度に関しては、親密度が高いとみられる5機関中3機関が今回実施した再評価よりも優れた評価を得ていた。この評価者の立場に関しては、日本では依然として問題が多い。例えば、最近、「早稲田大理工学部の松本和子教授による公的研究費の不正使用問題で、政府の総合科学技術会議の有識者議員は、在任中は国の科学技術振興調整費を受けないことで合意した。」⁵という報道が流れた。松本教授は2006年1月まで有識者議員で、不正使用した研究費には、在任中に受けた振興調整費が含まれていたという。総合科学技術会議は当該研究費の最終決定をする会議であり、日本では、補助金を受ける側と決定する側の両方に同一人物が存在するということがこれまで容認されてきた事例が存在するのである。

このような実態をみると、日本の科学技術政策において、研究者や研究機関に対する評価の重要性が問われながら、実際の評価のあり方は極めて正当性を欠く実態がしばしば見受けられる。国の政府機関等によって現実に行われている評価の正当性を検証することと、客観的で公正な評価のための評価手法のあり方を提言していくことは、今や喫緊の課題であると言わなければならない。

注

¹ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/07/03071501.htm

² http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/07/05071602.htm

³ 文部科学省研究振興局『大学知的財産本部整備事業第2回報告書（中間評価報告書）』2005.12

⁴ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/07/05071602/004/004.htm

⁵ 『毎日新聞』30面、2006.7.2